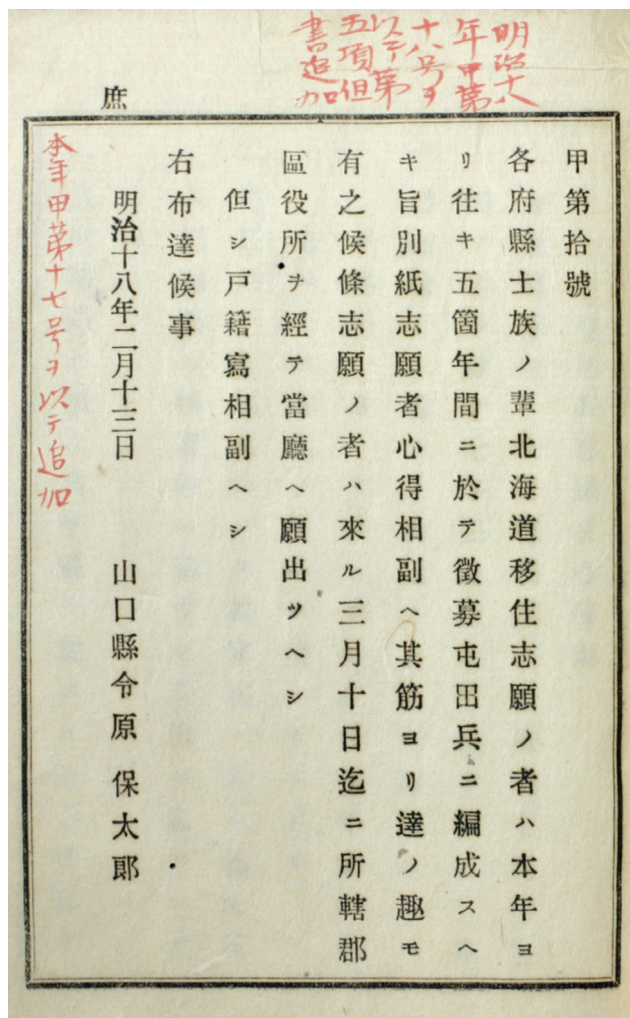


北海道の開拓（屯田兵募集）



* 明治期山口県布達類143「山口県布達達書」（明治18年2月13日付甲10「屯田兵志願者心得書」）

解説

明治政府は蝦夷地を北海道と改め、開拓使という役所を置きました。そして、1873（明治6）年、北海道の警備および治安維持、開拓の促進、さらに職を失った士族救済の意味を兼ねて、開拓次官黒田清隆の建白により「屯田兵」の設置が決定されました。以後、1900（明治33）年に募集が停止されるまでの25年間に、屯田兵村37か村、屯田兵数7,337戸、家族人員39,911人の入植があり、出身地は全国各地にわたりました。

山口県では、明治初期から北海道の開拓に伴う移住政策が積極的に行われてきましたが、屯田兵としての募集は、1885（明治18）年が初めてでした。写真は2月13日に出された、募集の県布達です。これに添えられた「屯田兵志願者心得書」により募集の具体的な様子を知ることができます。1890（明治23）年からは応募資格が平民へも拡大されましたが、この時はまだ「士族」に限定されています。

応募者は家族を伴って入植しました。この心得によると、移住のための一人2円の支度料（15歳未満は1円）、旅費、家宅、家具、夜具、開拓地、農具などが支給され、被服・食料については3年間に限って支給されることになっていました。それぞれその支給量が細かに書かれており、例えば、家具は「鍋大中小各一個、椀三組、手桶一荷、小桶一具、担桶一荷」となっています。また、病気になった際の薬代、満期後に公務に復するときの日給や食事の支給等についても規定されています。

* 1892（明治25）年8月6日付の県知事から郡役所と町村役場への通達には、募集対象が平民にも広げられた、詳細な「志願者心得」があります。（明治期山口県布達類268 番外25）